

●議長 (小林幸雄) それでは、会議を再開いたします。

通告の 5 湊喜一議員。

- 1 道路損傷等の通報システムの導入について
- 2 終活について
- 3 水源の保護について

議席番号 10 番・湊喜一議員。

◆10 番 (湊 喜一) 議席番号 10 番・湊喜一です。通告に従い 3 点質問をさせていただきます。まず 1 点目であります。通告にある通り道路破損等の通報システムの導入ということですが、道路パトロールっていうのは全町道何キロありましたかね、ちょっと忘れちゃったけれども、それに対する職員のマンパワーというのはどうしても不十分になっていると思います。損傷発見した町民から、速やかに報告をしてもらい、速やかに対処するためのシステム、これはスマートフォンで写真を撮る、その写真に GPS のデータがあって、地図情報も同時に送られる、その写真に GPS の情報が、どこの道路だよって言うそういう情報が入ってきます。それに多少のコメントが入って、いついつ日付も、もちろん入っておりますんで、簡単なコメントを書き込めば情報が正確に伝わる、時間外であってもメールで来るわけですから、いつでも受けることが出来る。まあその今スマホ人口が増える中で、近隣自治体でも導入しております。安曇野市がこの無料のアプリケーション、通称アプリと言っていますが、フィックス マイ ストリート ジャパンというフリーの無料のソフトであります。通称「マチモン」と言われているフリーのソフトですけども、これによっていち早くその道路の損傷が察知出来る。道路損傷におけるその事故等も防ぐことが出来る、そういう観点から強く導入を求めるものですが、町長の見解お聞きしたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 湊議員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。信濃町の道路の総延長、町道認定した分ではありますが総延長が 309 キロということでございます。おっしゃるように日ごろの道路パトロールという面からしますとですね、この総延長に対してのマンパワーが不足しているというのは、これは事実だろう言うふうに、ご指摘の通りだと言うふうに思っております。ただ今ご提案いただきました安曇野市で導入している通称そのクマモン、クマモンじゃない、マチモンですか、クマモンじゃなくてマチモンっていう、こういうまあアプリを使っただけの状況をお寄せいただく、これもひとつの手かなというふうには思うわけであります。今、当町の場合にはですねそれぞ

れ町民の方々から、そのような場合に即座にと言いますか、情報提供も寄せられているというようなことをございまして、土地柄、破損箇所、あるいは位置についてもですね、把握しやすいというような状況もあるわけをございます。またこのシステム導入に当たっては、やはり、費用的にも発生すると、言うようなことをございまして、今の段階ではですね、現状の中でそれこそ町民の皆さんのマンパワーもお借りしながらですね進めていく、このことが今いいのかなと。まあ将来的にどういうふうにするかっていう事につきましてはですね、さらにまたこの機能性だとか、その辺も十分にみながらですね、費用対効果を含めて検討の材料には将来的にはなるかなというふうに思っている、以上です。

●議長（小林幸雄） 湊議員。

◆10 番（湊 喜一） 確かに費用対効果が発生します。このフリーの無料のソフトというこれ一般町民がこのソフトを自分のスマートフォンにダウンロードするのは無料ではありますが、それを受ける行政のほうは有料であります。実はそのかなり向こうの方なんですけれども関西の豊中で、この道路損傷等通報アプリケーション構築業務委託公募型プロポーザル募集要項というのをちょっと手に入れたんですけれども、それで予定価格がどこだったっけな、54 万円だったと記憶しております。あとでこの募集要項お渡しますので、ちょっと研究の一助にさせていただければいいかなと思っております。そんなに大きなお金じゃないと思います。ただ信濃町の場合は独占企業で色々 IT 関連はそう言う所があるんで、なかなか思っているような費用では出来ない、非常に高い費用につくようにも思います。まあその辺のところはしっかりと研究していただいて導入の方向でお願いしたいと思うんですが。まあ私も色々な町民からあそこの道路傷んでるよ、この道路が具合悪いよということで、常々役場のほうに来てこの写真を撮って持ってきてるんですけれども、それが夜中であろうが朝方であろうが、職員がいようがいまいが、通報できるというシステムでありますんでね、その辺の利便性を考えるとこのアプリケーションというのは非常に便利であります。しかもこれが全国一斉にざっと出てくるわけである、一覧で。どこの市の、どこの道路のここの U 字溝のグレーチングが浮き上がってるとか、そういうのも全国のやつが全部データとして出てくる、自分ところの、まあ例えば信濃町のやつは信濃町に直接きてるんですけれども、全国の情報も合わせてきてる、そういう意味では早く対応しなければいつまでもほったらかすと言うのかな、ある意味道路行政遅れてるんじゃないかなと言われる部分もありますんでね、そういう意味ではお尻に火が付くというのかな、すばやく対応しなければならなくなってくると思いますんでね、そういう観点から言えば町民にとってはプラスじゃないかなと思いますので、ぜひとも導入を計画していただきたいと思います。通告に教育長という形で入れさせていただきましたのは、同じシステムを通学路にも導入をしたらいかがかと。通学路の危険性、例えば道路も傷んでいて、道路に陥没があつてこれタイヤ、今自転車通学どの程度になっているか分からないですけれども、自転車がはまるとパン

クする事故の元だよと。例えばガードレールが損傷している、近寄ったときに手足に怪我をする、そういうような部分も写真を撮ってその地図データが来るといち早くその箇所が危険箇所が分かると。先日小中学校で運動会が開かれました。保護者の皆さんはビデオカメラ持ってる方もおられますけれども、ほとんどの方がスマートフォンで写真・動画を撮っておられました。保護者の観点から言えば、こういうアプリケーションがあると自分の子供たちの通学路、子供からこういう所があるんで直して欲しいなと言う所を保護者の方が写真を撮って送ることが地図上ごと同時に送ることが出来る。これは通学路の安全対策の上からも、これまあ送り先は教育委員会になると思うんですけどもね、非常に期待するものがあると思うんですけども、導入には学校当局それから P T A、その辺の理解も必要だと思いますのでね、よくよく研究していただきたいと思うんですけども、P T A 会長に答弁を求めることは出来ませんが、この辺のぜひ前向きなね、答弁を期待いたしまして教育長の見解をお聞きいたします。

●議長 (小林幸雄) 竹内教育長。

■教育長 (竹内康則) 議員さんご提案のですね、道路破損情報送信マチモンですか、前段町長答弁ありましたように、町道で言えば 300 キロ、加えてですね私どもの町民の皆様からはですね、通学路に限らずですね、損傷箇所等についてはですね、電話等で日常的にですね、対応していただいております。今お話のですね、特定の通学路に限ってのですねこのアプリ使用ということになりますとですね、経費的にみてもですね全町、町道全体という視点から見ましてもですね、大変な負担があると。逆に私どもから申し上げますとですね、道路管理に合わせてこれを活用する、こういう視点であればですね、私どもとすれば大変ありがたいなと、こういうふうにああ考えまして、先ほど長の答弁にもございますようにですね、今後私どももですね、関係各方面と歩調を合わせましてですね、道路通学路安全推進会議というものを立ち上げておりますので、その場等においてもですね、道路管理者さらには学校関係者、P T A 関係者、さらにはですね当該の区長さん等々がメンバーでもございますので、そういう通学路安全推進会議の中でもですね、ご提案を頂いた趣旨をですね、お話しをして、ご意見を頂戴していきたいというふうに考えております。以上です。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆10 番 (湊 喜一) 特にこう通学路で危険箇所といえれば特に歩行で、バス通の場合はね、比較的安全を確保されていると思われるので、特にこの歩行で通学しているそういう生徒たちの安全確保の為にもそういう所が必要かと思うんですが、教育委員会がその歩行のキロ数って言うのが延べでどのくらいあるのか掴んでおられますかね。

●議長 (小林幸雄) 竹内教育長。

■教育長（竹内康則） 通学路としてですね、認めておりますのはそれなりに、キロ数は、分かるんですが、それ以外の歩行路ということですね、600 人近くですね、児童生徒の距離については今掴んでおりません。

●議長（小林幸雄） 湊議員。

◆10 番（湊 喜一） はい、通学路ぜひともその辺のところ、安全確保という観点からしっかり取り組んでいただいて、ぜひとも導入というのを推進していただきたいと思うんですが。費用対効果ってそんなにお金かからないと思うんですよね。ただまあ余りにも通報が多すぎてこれまたその何て言うのかな対応の仕方、これは優先順位をつけさせていただきますみたいな形で回答していくんですけど、その辺のところそれに職員が追われてしまうというのもまた考えものかも分からないんで、導入している自治体の所辺りの実績、その辺のところぜひとも調査していただきたいと思うんですけども、担当課としていかがでしょう。

●議長（小林幸雄） 佐藤建設水道課長

■建設水道課長（佐藤巳希夫） 先進地と申しますか、安曇野市さん等にもですね状況のほうはお聞きしてございます。ただ現在の所ですね、月のコストの問題もございます。また先ほど長が申し上げた通りですね、当町の場合にはですね、住民の方から情報提供も頻繁に寄せられているということですね、そのようなことで位置等住宅地図等で把握もしやすいということもございますので、今後の状況を見守っていきたいというふうに思います。以上です。

●議長（小林幸雄） 湊議員。

◆10 番（湊 喜一） 安曇野市はどのくらいの費用でやっておられるか、その辺はお聞きされたんでしょうか。

●議長（小林幸雄） 佐藤建設水道課長

■建設水道課長（佐藤巳希夫） 概算ですけども、月 4 万円くらいと言うことでお聞きしているところです。以上です。

●議長（小林幸雄） 湊議員。

◆10 番（湊 喜一） その程度の負担なら十分費用対効果は現れると思うんですけども、

平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録 (2 日目)

再度町長この金額聞かれて導入の方向、前向きに検討していかれるかどうかお聞きします。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 安全ということに対してですね、あまり費用対効果っていうこと私の立場でも余り使いたくない部分も実はあるんですが、しかし現実問題考えたときにですね、今の町民の皆様方からさまざまな情報を頂戴しているとこんなような状況の中で、それとの比較の中で果たしてどれだけ差が出るんだろうという部分もあろうかと思えます。ですから、比較的平坦な安曇野市も市街地は平坦であります。そしてまた私ども信濃町と言えどもですね、比較的平坦なエリアでありますので、そういった面からしてもですね、当面今まで通りですねまさに町民のマンパワーをお借りして対応していくと、いうことでございます。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆10 番 (湊 喜一) 私も経験している常にかう道路がね陥没している箇所、担当課に写真撮ってあげたりはしてるんですが、場所によってなかなか修理していただけない場所があったりします。すぐ動いていただいた所もあるんですが、場所によっては分からなかったのかなあというようなことも考えたりしていました。そういう所にこのアプリケーションがあったもので、これはその場所が確実に特定できるというその地図の情報が出て、地図拡大していることです、アプリケーションは地図拡大することが出来ますんで、ピンポイントでその箇所が分かると。職員が見に行けばすぐその場所が分かる、いち早く小さな穴ならインスタントのアスファルト埋めるだけで補修が出来てしまう、それから一月も二月も経ってしまったら、その穴がさらに大きくなって、インスタントのアスファルトでは修理できなくなってかえって費用がかかると。そういう費用対効果もあると思えますのでね、ぜひとも導入をお勧めさせていただきます。あまりやっていると堂々巡りになりますので、次の質問に移りたいと思います。「終活」。最近盛んに色々マスコミでこの終活ということと言われるようになりまして、終活というのは自分の葬儀の準備などを生前から行うという部分もあります。自分の人生の最期をどう迎えるか、生前から準備することは一人一人の生命の尊厳が保たれ、自分らしく生きられる社会を構築していくためにも必要ではないでしょうか。さまざまな意思表示の方法等を紹介する冊子を発行し、終活に関する連続講座なども開催している自治体があります。近隣では、近隣の須坂市では、自分の人生を振り返りどのような最期を迎えたかななどを記すエンディングノートを進めています。自分らしい人生の締めくくり方を考える終活に関心を集める中で、支援しようと独自のノートを考案し、名称を「須坂マイノート」としています。他の自治体では認知症の早期受診と治療を啓発するパンフレットに、いざというときに備えて自分の想いや望みなど書き留める「私の思い出綴り」を集録しています。

まあそういうことによって、若いへの不安が和らいだと高齢者を中心に好評のようであります。エンディングノートは遺言状ではないんですが、日本大百科事典を引用いたしますと、自分が死んだときや病気や老化によって、意思を伝えられなくなったときに備え、伝えるべきことを書き留めておくノート、終末を意味するエンディングとノートを合わせた和製英語であります。遺言状が主に財産配分を記し、法的拘束力を持つものの葬儀後に開封されることが多いのに対し、エンディングノートについては夫婦や親子などの間で生前に内容を確認しあったりするケースも多く、葬儀や埋葬の希望、連絡すべき知人のリスト、また自分史、思い出、伝えたいメッセージなどを記しておく、また銀行口座、加入している保険のリストといった忘備録的な内容も書き残しておくノートであると、この大日本百科事典では書いております。体裁や書式は自由であって、専用のノートブックや書き方とノートの部分がセットになった書籍も販売されております。また独居老人の増加に伴い、自治体やNPOが希望者に無料配布するケースが増えています。またこの大阪の堺市では「私の老い支度」というノートを配布して、自分の経歴や家系図などを書き込み、介護や看病、埋葬・葬儀についての希望、それから延命治療や臓器提供、病名告知についての考え方などについては選択肢を設けた書き込みやすい形式を採用していると。またもうひとつ、新潟県の見附市が全世帯に「マイライフノート」と名付けたエンディングノートを配布したところ家族の絆が強まった、生きがいを再認識したなど好意的な反響があったといえます。さらにノートブック形式以外にも、財布に仕舞っておける簡易な救急カードタイプのもの、死後の希望や音声や動画による電子データとして登録できる有料サービスなども登場しております。信濃町も高齢化社会を迎えております。このエンディングノートの推進で、自分の人生をしっかりと歩んでいくためにも、このエンディングノートという事をお勧めしたいと思っておりますが、見解をお願いいたします。

●議長 (小林幸雄) 松木住民福祉課長

■住民福祉課長 (松木哲也) 議員のご質問の終活の関係でございます。今、ご説明をいただきましたように、人生最期のステージを自分らしく迎える終活の一環としてエンディングノートというものがあります。このエンディングノートの前に終活ということなんですけど、これは2009年頃にですね、言葉が出てきたものと言われておりまして、当時は葬儀やお墓など人生の終焉(しゅうえん)部分についての準備を進めるんだということでしたが、今は人生のエンディングを迎えることを通じて、自分らしさ、自分を見つめ、今をより良く自分らしく生きるというようなことを言われております。ノートに関しましては1つの目的、手段の1つというふうに考えておりまして、町としてですね今たくさんあるノートの中から色んな形式もあったりですね、記入すべきもの、また記入したいものそれぞれ個人の違いがありますので、町独自のノートを作るといふことの前定は今現在ありませんので、それは今は考えておりません。ただ市販のものでですね、町でも生き活きとして生きていく為に自分の最期を考えることというような

平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録 (2 日目)

冊子がありまして、それを購入して在宅医療の連携連絡会、また介護者のリフレッシュ事業、終活をテーマにした事業に冊子を使ってですね、そういった考え方を普及していくというような教材として学習の機会として捉えて利用させていただいてというのが現状でございます。以上です。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆10 番 (湊 喜一) 一応そういうような形を取られておられるということでもいいんでしょうか。自治体によってこの連続講座というような形でね、終活に対して色々な働きかけをされている、この終活っていうのは先ほど課長も言われましたけど、2009 年頃に始まりまして、2011 年には映画にまでなっている、それで映画になってこの終活っていうのは一躍この世の中に出て行った。「えー」っと最初は思ったんですけども、よく考えてみれば我々もうそろそろ先を考えないとだめな人生に、年齢になってきた時に、自分を振り返ってこれから残していくものに対して、どうして欲しいのかという、自分が体が動かなくなって口が利けなくなった時にやるのではなくて、元気な間まだまだ頭がしっかりしている間にその辺のところを記しておく、これ非常に自分の生き様を見つめ直すということにも繋がりますのでね、老いが楽になったという部分が反響がくるのがその辺のところがあるんじゃないかなと思います。ぜひともこのどういう形であれこの信濃町としてはこれしっかり進めていっていただく必要があるんで、今多少その事業を展開されているようですので、さらに進めていっていただきたいと思うんですが、そのさらに意欲の決意というか、その辺お聞きしたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 松木住民福祉課長

■住民福祉課長 (松木哲也) 町のことでなくてですね厚生労働省でもですね平成 19 年に人生の最終段階における医療、ケアの決定プロセスに関するガイドラインというものがありまして、それが 30 年の 3 月に改正をされました。この中でも近年の高齢多死社会の進行に伴う療養や、見取りの需要の増大を背景に本人の尊厳を追及し、自分の意思で自分らしく生き、より良い最期を迎えるための医療、ケアを進めていくということで、その中でもエンディングノートが 1 つの手段としてうたわれております。ということでノートというか終活についての教育というかですね、そういう考えを皆さんに広めていくというような考えでおりますので、お答えさせていただきます。以上です。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆10 番 (湊 喜一) このエンディングノートというのは、先ほども言いましたけれども遺言状ではないので法的拘束力はないと。でも自分の思いを綴っておくということは非常に後々色々な所で大事であると。葬儀は簡素で今最近流行の家族葬でやっていただき

たいとか、例えばねお金のかからない方法で葬儀は出してくれと、そういう思いも綴ることが出来ますものでね、ぜひともその終活ということに関するその講座みたいなのをね、しっかり開いていって頂きたいと思います。そういうところから 3 番目の水源の保護についてという質問に移りたいと思います。町では水源の保護に条例、規則を設けておりますが、制定からもうすでに 26 年が経過し、規制の強化、見直しも必要であると考えますがいかがでしょうか。また保護区域というものを設けておられます。現地視察の際にも区域の明示、保護区域の明示というものが見当たらなかったように思います。最近結構マナーの悪い山菜取りの方たちが見受けられます。我々の家の周りでもごみを捨てていく、それも溶けないプラスチック系のごみを捨てて、ごみ放置をしていく、そういう人たちが見受けられます。そういう人たちにも分かるように水源の保護区域の地図、それとその明示ですよね、その保護区域の入り口辺りに「ここは水源保護区域ですよ」とそういう看板の必要があるように思うんですけども。地元でも、地元民でもその水源の保護は地図、ある程度のデフォルメされたような形でもいいんですけども、そういう看板の設置というのは必要じゃないかなと思うんですけども、町長の見解をお願いいたします。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 水源保護条例の関係について今おっしゃられたように平成 3 年に制定された条例で、これはどちらかというと長野県の中でこの信濃町が一番最初に作った条例じゃないかなというふうに思います。当時もいわゆるデベロッパーと言いますか、開発等々の関係がありまして、担当者もですね苦労してこのことの条例を作り上げてきたということでございます。今具体的に野尻地区の水源で、地区のといいますか、野尻地区の水源で鬼の釜水源というのがあるんですが、あそこがきっと一番最初にこのエリアとして指定した場所だというふうに私自身は思ってるんですが、これはかなりまあ面積的にも広いんですね、ですからまあ私の決して表示を否定するんじゃないんですが、よっぽど工夫して例えばここが水源保護条例区域なんだということが分かるようなですね手法をとらないとちょっと難しい面もあるのかなというふうに思うんですね。ですからまあそんなことも含めて大事なご提言だと思います。どんな方法を取れるかまた検討してですね、進めてみる必要があるかなというふうに思います。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆10 番 (湊 喜一) この保護に関する条例、及びこの保護に関する施行規則ですね、これ読ませていただいて規則の第 3 条に建物は建てられないよと、その中で特に廃棄物処理施設、それからゴルフ場、スキー場こういうものは作れないというような形で規制がかかっておるように思うんですけども、近年これだけでいいのかどうか、という部分もあります。ものによってはその事前の協議等があれば対象施設として建てられそうな

雰囲気もこの規則の中にはあります。その辺のところ、拡大解釈してそういうところに建物を建てられる、またその土地を買い取られてしまうようなことがないように、そういう部分も懸念もされますのでね、ぜひともその辺のところこの条例及び規則を見直していただきたいと思います。それと私言っている看板というのはどっかその保護区に入るようなまあ林道とか、ほとんど歩くしか方法の無いような入り口に看板があれば、ここは保護区だ、こっから先は保護区域だよということが明示されればそれでいいと思うんで、これから先は水源の保護のためにごみもお持ち帰りくださいというような注意書き、そういう注意喚起の看板があればいいように思うのであまり仰々しいものでなくても、あっここは保護水源なんだと人の良心に訴える、そういう注意喚起の看板が適当なんじゃないかなと思うんですけれども、担当課としてはいかがでしょう。

●議長 (小林幸雄) 佐藤建設水道課長

■建設水道課長 (佐藤巳希夫) 現在ですね 20 余りの水源がございます、町内に。取水区域である地下水脈とですね影響範囲の想定であるとかですね、これによる規制範囲の特定についても個々困難な状況にもございます。この条例、それから看板等の表示等も必要という部分もご指摘もございますが、各水源の上流部分、上流というかまあ想定するに上流の取水の想定範囲につきましてはですね、国有林であるとかですね、それぞれに土砂崩壊の防備の保安林、それから水源涵養(かんよう)の保安林指定等がされているものも多くございます。そのような規制もございますので、条例のあの規制もさることながらですね、このような他の保安林の規制等ですね、重層的に多角的に水源保護を行っているような状況でございますので、そのようなことを見ながらまた考えてまいりたいというふうに思います。以上です。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆10 番 (湊 喜一) なぜこのような質問をしたかという、こういう条例規則を見て、こう水源は結構あちこち見て回ってますが、この保護区域って言われたらはどこからどこまでって言うのはぜんぜん認識として地図も見たこともないし、認識としてないわけですね。まあ入って行けるといえば入って行けます。そこでまあ、マナーの悪いことはしないですけども、されたらアウトだね、ここが保護区域であるということを認識無ければ色んな良くないこともすることもあるかも分からないで、その辺のところの注意喚起をぜひともやっていただきたいと思いますんでね。ライフラインのひとつの大きな要の水源を守るということ、そういう観点からぜひとも前向きに考えていただきたいと思うんですが、その地図作るって看板で地図の表示って言うのは難しいことでしょうか。もう一度聞きます。

●議長 (小林幸雄) 佐藤建設水道課長

■建設水道課長 (佐藤巳希夫) 平成5年の9月にですね、鬼の釜水源が保護区域ということで国有林を含めてですね71万7459平米が指定されているところでございます。あの上流部分に、上流というかですね上のほうにつきましては国有林、保安林というようなこともございます。また、議員のおっしゃられました入り口といいますか、下流のほうから上がって行く方につきましては道路というか赤線等もございますのでそちらの辺に何かを作るといようなことは、可能なのかなとは思いますが、またこのエリアを全体を囲うような形にはちょっと難しいかなというふうなふうに現地は見て感じたところでございます、以上です。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆10番 (湊 喜一) ひとつ、最初に聞くのを忘れていたと今ふと気がついたんですが、水源の保護区域っていうのは各水源にあるのかどうかその辺のところの認識も私もよく分からなかったもので、お聞きしようと思ってたんですが、最初に聞くのを忘れました。保護区域っていうのは何箇所あって、各水源にあるのかどうかお聞きします。

●議長 (小林幸雄) 佐藤建設水道課長

■建設水道課長 (佐藤巳希夫) 現在指定されているのは、鬼の釜水源ということで先ほど申しあげました71万7459平米が指定されているところでございます。そのほか町内には20箇所ほどの水源がございますが、その他と言いますか含めまして、合計20箇所の水源がございます。湧水が10箇所、井戸が8箇所、伏流水・表流水が2箇所ということで、合計20箇所になりますが現在水道水源の保護区域ということでの指定は1箇所でございます。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆10番 (湊 喜一) この水源を守るためにその保護区域を今後各水源に設けていくという考えはあるでしょうか、お聞きします。

●議長 (小林幸雄) 佐藤建設水道課長

■建設水道課長 (佐藤巳希夫) 湧水が10箇所、それから井戸が8箇所、伏流水・表流水が2箇所ということでですね、その根源と言いますかその水の元となっている水文調査等を、しないとそのはっきりとそのエリアを想定することは出来ないのかなというふうに思います。信濃町も水源が多くございますので、なかなかその地下水脈の影響であるとかですね、色々なことを把握していくというのは少し難しいのかなとは思いますが、た

だですね、先ほど申し上げましたが、上流部分と言いますか土地の標高の高い方には幸いと言いますか国有林、それから保安林等の指定がございますので、そのような指定をされていることも多角的に水源保護を行っているというようなことですね、これからもそのような形で考えていければというふうに思います。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆10 番 (湊 喜一) その上流域ってのは、国有林、保安林って言えばあの土地を取得される恐れはまず考えられないと思うので、そういう意味でもこの保護、保護区域というのは町は簡単に引けるんじゃないかなと思うんですけども、しかも信濃町には地質学を専攻された博物館の館長もおられます。けっこうこの信濃町の地質、そういうことに関しては博識であります。そういう先生にも相談していただいて、この水源の保護という観点からそのエリアを認定してよりこの水道の、水源の安全性を高める、そういうことも必要じゃないかと思うんですがその辺の考え、町長いかがでしょう。

●議長 (小林幸雄) 横川町長。

■町長 (横川正知) 今課長から話しがございましたようにですね、上流域と言いますか、比較的標高の高いところについてはそう言ったことで国有林だとかっていうことで別の意味で保全される法的規制があるというようなこともございます。で私、もうひとつ下のほう、下のほうと言いますか要は民地ですね水が、湧水なり伏流水なりというようなある場合にどうするか。これあのこういう保護区域指定をするにはやっぱりその地権者の理解がなきゃ出来ない話なわけですよ、ですからそういった場所がもし、あるとすればと言いますか、地主さんのご理解をいただいて、そしてどの辺の範囲までいいのかになるんですが、それなりの学術的な根拠も踏まえてですね、やるとすればそういうことになるのかなというふうに思います。これはすぐやれとか何とかじゃなくてですね、しっかりとその辺の状況を整えながら可能だとすればそういう方向性も大事なかなというふうに思ってます。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆10 番 (湊 喜一) 質問が後先になってしまって申し訳なかったんですけども、水源でその上流に民地がたくさんあるような水源っていうのは余りなかったように思うんですけども、信濃町、1箇所だったような気がするんですけども今民地がある保護区にしたほうがいんじゃないかと思うようなところは他あるんでしょうか。お聞きします。

●議長 (小林幸雄) 佐藤建設水道課長

■建設水道課長 (佐藤巳希夫) はい、今のところは、鬼の釜水源があつた区域に指定されてございますので、その他については荒瀬原等もございまして、特段心配な箇所についてはないかというふうに思います。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆10 番 (湊 喜一) 確か条例にはその保護区になつたところは、その買い取りなさいに近いような形の条例だったか規則だったかあつた、読んだ記憶があるんですけどもなかったですかね。買い取りを求められた時には地主から買い取って頂きたいという申し出があつた時には、買い取りなさいという条例じゃなかったかなと思うんですけども、確かあつたような気がするんですけども、そういうことは今まで過去になつたということによろしいのでしょうか。

●議長 (小林幸雄) 佐藤建設水道課長

■建設水道課長 (佐藤巳希夫) 条例のですね第 14 条、水道水源の保護に関する条例ということですね、その条例 14 条の中に保護区域の土地の買い取り希望の申し出等ということで、まあそのようなことが書いてございます。ただ、今までに申し出があつたかということですが、そのようなことはないというふうにお聞きしているところでございます。以上です。

●議長 (小林幸雄) 湊議員。

◆10 番 (湊 喜一) 保護区域が鬼の釜水源であるというその 1 点、その 1 箇所だけであるということで、今後そういうその水源の保護という観点からね、保護区ってのはぜひ研究していただきたいと思いますので、精力的に進めていただきたいと意見を述べさせていただきます、私の一般質問を終わりたいと思います。

●議長 (小林幸雄) 以上で湊喜一議員の一般質問を終わります。本日の一般質問はすべて終了いたしました。終わりに致します。本日の会議はこの程度に留め延会と致したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本日はこれで延会とするということに決定いたしました。また昨日お話いたしました国の会計検査につきましては、検査がないことが判明致しました。従つて会議日程の変更はありません。明日の本会議、一般質問は午前 9 時 4

平成 30 年第 415 回信濃町議会定例会 6 月会議 会議録 (2 日目)

5分より予定通り開会いたしますので時間までにご出席いただきたいと思います。本日はご苦労さんでした。

(午後 3 時 58 分)